

総合福祉施設 須坂やすらぎの園 介護老人保健施設 入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設須坂やすらぎの園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援をすると共に、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービス（以下「サービス」という。）を提供します。一方、利用者及びその身元引受人（連帯保証人）は、当施設に対し、サービスの対価を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人（連帯保証人）に変更があった場合、又は、本約款「別紙 1」及び「別紙 2」の改正がされた場合は、新たに同意を得る事とします。

2 利用者は、繰り返し当施設を利用する場合には、その都度、改めて同意書を提出するものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からのサービス提供停止・契約解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人（連帯保証人）に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所サービス利用の提供を停止することができます。但し、第 5 条に定めた利用料金支払い義務については存続します。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
- (2) 当施設において定期的に実施される入所判定委員会において、居宅で生活ができると判断された場合。
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供ができないと判断された場合。
- (4) 利用者及び身元引受人（連帯保証人）が、本約款に定める利用料金を 1 ケ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合。
- (5) 利用者及び身元引受人（連帯保証人）、利用者の関係者等が、当施設の職員又は他の入所者等に対する暴力行為等、並びに利用継続が困難となる程度の恫喝、誹謗中傷による人格否定、故意な支援拒否等、背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- (6) 天災、災害、設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者は、当施設に対し、本約款に基づく施設サービスの対価として「別紙 2」の利用単価ごとに計算された利用料金を支払う義務があります。但し、市町村が利用者の経済状態等の事由により減免該当者と認定した場合は、上記利用料金を減額変更することがあります。
- 2 当施設は、利用料金の合計額を毎月 10 日までに請求します。利用者は当施設に対し、その月の 27 日までに支払うものとします。なお、支払い方法は指定の口座から引き落としとなります（手数料は事業所負担）。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人（連帯保証人）から、前 1 項に定める利用料金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。
 - 4 身元引受人（連帯保証人）は、利用者と連帯して、本約款から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - 5 前項の負担の極度額は、160 万円とします。
 - 6 身元引受人（連帯保証人）が負担する債務の元本は、利用者または身元引受人（連帯保証人）が死亡したときに、確定するものとします。
 - 7 身元引受人（連帯保証人）の請求があったときは、当施設は身元引受人（連帯保証人）に対して、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務額等に関する情報を提供します。

(記録)

- 第6条 当施設は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人（連帯保証人）その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。但し、複写に係る経費について、施設は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(身体の拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。
- 但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。
- この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(虐待防止に関する事項)

- 第8条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修（年 2 回以上）の実施。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (3) その他虐待防止の為に必要な措置。
- 2 サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報する。

（業務継続計画の策定等）

第9条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。

2 従事者に対し、業務継続計画に従い、研修（年2回）と訓練（年2回）を実施する。

（個人情報について）

第10条 当施設とその職員は、個人情報については、＜別紙3＞須坂やすらぎの園個人情報保護方針と個人情報の利用目的に従い、対応します。

（緊急時の対応）

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合には協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設におけるサービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人（連帯保証人）が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、市町村（保険者）や長野県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情窓口 026-238-1580）へも申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、その過失割合に応じ、利用者に対して、損害を賠償します。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（連帯保証人）は、その過失割合に応じ、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人（連帯保証人）と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

重要事項説明書 介護老人保健施設のサービスについて

◇ 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます

◇ ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭復帰できる状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わる様々な職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人（連帯保証人）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂きます。

医 療： 介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としています
が、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介 護： 施設サービス計画に基づいて提供します。

機能訓練： 原則として機能訓練スペースにて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療 養 室： 2 人室、4 人室

※2 人室の利用には、別途料金を頂きます。（11 頁参照）

食 事： 朝食 7 時 30 分～ 8 時 30 分

昼食 12 時 00 分～13 時 00 分

夕食 18 時 00 分～19 時 00 分

※食事は原則として食堂で召し上がって頂きます。

入 浴： 週に最低 2 回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理 容： 希望者に理容サービスを実施します。（施設指定日）

※理容サービスは、別途料金を頂きます。（11 頁参照）

◇ 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診： 当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力を頂いています
ので、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応
します。

他 施 設 の 紹 介： 当施設での対応が困難な状態、若しくは、専門的な対応が必要
になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇ 相談、苦情

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（担当：相談員 名古 玲子 電話 026-246-6883 ）

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

尚、市町村及び国民保険団体連合会にも苦情窓口が設置されております。

国民健康保険団体連合会	長野市西長野 143-8	Tel026-238-1555
須坂市役所	須坂市大字須坂 1528-1	Tel026-245-1400
長野市役所	長野市大字鶴賀緑町 1613	Tel026-224-7871
小布施町役場	小布施町大字小布施 1491-2	Tel026-247-3111
高山村役場福祉係	高山村大字牧 130-1	Tel026-242-1200
中野市役所	中野市三好町 1-3-19	Tel0269-26-0349

（第三者評価の受審状況）

第三者評価は実施していません。

<別紙 2>

介護老人保健施設「須坂やすらぎの園」のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- 施設名 須坂やすらぎの園
- 開設年月日 平成 10 年 4 月 9 日
- 所在地 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887-2
- 電話番号 026-246-6883
- ファックス番号 026-246-6885
- 施設長（管理者） 齊藤 博
- 介護保険指定番号 長野県指定 2050780010

(2) 介護老人保健施設須坂やすらぎの園の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 老人保健施設須坂やすらぎの園の運営方針

「高齢化社会を迎え、豊かでやすらぎのある福祉社会の建設に向け、地域住民の要望に対応した保健医療、福祉活動を目指して、老人保健施設を設立しました。老人保健施設は病院と家庭または老人福祉施設とを結ぶ中間施設ですが、私達は地域社会における老人介護支援を目指し、現有する特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、デイサービスセンター並びに近隣の訪問看護ステーションと緊密に連携し、総合的な老人福祉、保健対策の基幹施設として運営を行います。」

(4) 施設の職員体制（デイケア含む）

職 名	常 勤	非 常 勤
・施設長	1 名	
・施設長代理	1 名	
・医 師	1 名	1 名
・看護職員	10 名以上	
・介護職員	28 名以上	
・支援相談員	1 名以上	
・理学療法士	1 名以上	
・作業療法士	1 名以上	
・言語聴覚士	1 名以上	

・管理栄養士	1名以上	
・介護支援専門員	1名以上	
・事務職員	1名	
・調理員	8名	

- (5) 職員勤務体制 看護職員：日勤（早番・遅番）夜勤 2交代制
介護職員：同上
その他の職員：日勤
- (6) 入所定員等 定員 入所 100名 通所 40名
療養室 2人室：4室、4人室：23室

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食事
- (3) 入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応）
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護（退所時の支援も行います）
- (6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- (7) 相談援助サービス
- (8) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (9) 理容サービスの斡旋
- (10) 行政手続相談
- (11) その他

※ これらのサービスのなかには、ご利用者から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

- (1) 基本料金（在宅超強化型）（介護保険負担割合 1割）
施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1日あたりの自己負担分です。）
 - 要介護 1 871 円
 - 要介護 2 947 円
 - 要介護 3 1,014 円
 - 要介護 4 1,072 円
 - 要介護 5 1,125 円
- (2) 加算料金
 - 初期加算Ⅰ 1日 60 円
 - 初期加算Ⅱ（入所後 30日間に限る） 1日 30 円
 - 外泊加算 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて 362 円となります。（外泊中も居住費を請求させていただきます。）
 - サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日 22 円

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日	18円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日	6円
● 夜勤職員配置加算	1日	24円
● 栄養マネジメント強化加算	1日	11円
● 低栄養リスク改善加算	1月	300円
● 経口移行加算	1日	28円
● 経口維持加算(Ⅰ)	1月	400円
経口維持加算(Ⅱ)	1月	100円
● 療養食加算	1食	6円
● 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月	90円
● 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月	110円
● 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1日	258円
● 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1日	200円
● リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	1月	53円
● リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	1月	33円
● 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1日	240円
● 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1日	120円
● 若年性認知症入所者受入加算	1日	120円
● 認知症情報提供加算	1回	350円
● 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日	3円
● 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日	4円
● 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	1月	150円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1月	120円
● 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1回	450円
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1回	480円
● 試行的退所時指導加算 (在宅に退所する場合のみ)		400円
● 退所時栄養情報連携加算	1月	70円
● 退所時情報提供加算(Ⅰ) (在宅に退所する場合のみ)	1回	500円
● 退所時情報提供加算(Ⅱ) (医療機関へ退所した場合のみ)	1回	250円
● 入退所前連携加算(Ⅰ) (在宅に退所する場合のみ)		600円
入退所前連携加算(Ⅱ) (在宅に退所する場合のみ)		400円
● 訪問看護指示加算 (在宅に退所する場合のみ)		300円
● 排せつ支援加算(Ⅰ)		10円
排せつ支援加算(Ⅱ)		15円
排せつ支援加算(Ⅲ) (3月を超えて算定が可能)		20円
● 外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)		800円

- 自立支援促進加算 1 月 300 円
- 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 1 月 40 円
- 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1 月 60 円
- 安全対策体制加算 20 円 (入所時 1 回限り)
- かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ 140 円 (入所時 1 回限り)
- かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ 70 円 (入所時 1 回限り)
- かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ) 240 円
- かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ) 100 円
- 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) 1 月 10 円
- 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) 1 月 5 円
- 新興感染症等施設療養費 1 日 240 円
- 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 1 月 100 円
- 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1 月 10 円
- 業務継続計画未実施減算 所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算
- 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
- 再入所時栄養連携加算 200 円 (1 回限り)
- 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 1 月 3 円
- 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 1 月 13 円
- 所定疾患施設療養費(Ⅰ) 1 日 239 円
(月 1 回、連続 7 日限度)
- 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 1 日 480 円
(1 月 1 回、連続 10 日限度)
- 協力医療機関連携加算 1 月 100 円 (2024 年度)
- 協力医療機関連携加算 1 月 50 円 (2025 年度)
- 緊急時治療管理 1 日 518 円
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算 1 日 200 円
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 1 日 51 円
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 1 日 51 円
- ターミナルケア加算
 - 死亡日以前 31～45 日以下 1 日 72 円
 - 死亡日以前 4～30 日 1 日 160 円
 - 死亡日の前日及び前々日 1 日 910 円
 - 死亡日 1 日 1,900 円

※ 退去等の翌月に亡くなった場合は前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。

上記利用料金は介護保険負担割合 1 割対象者です。それ以外の方は介護保険負担割合に応じた額になります。

- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×9.7%

(3) 食費・居住費 (多床室)

① 食 費	基準費用額	1,641 円
	第 1 段階 (各市町村の基準による) ※1	300 円
	第 2 段階 (各市町村の基準による) ※1	390 円
	第 3 段階① (各市町村の基準による) ※1	680 円
	第 3 段階② (各市町村の基準による) ※1	1,420 円

② 居住費	基準費用額	437 円
	第 1 段階 (各市町村の基準による) ※1	0 円
	第 2 段階 (各市町村の基準による) ※1	430 円
	第 3 段階① (各市町村の基準による) ※1	430 円
	第 3 段階② (各市町村の基準による) ※1	430 円

※ 詳しくは、各市町村高齢者福祉担当窓口までお問い合わせ下さい。

(4) その他の料金

- ① 日常生活品費 施設でご用意させていただくこともできます。
1 日当たり 270 円 (バスタオル、おしぼり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、シャンプー、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉等実費相当料金)
- ② 特別室利用料 (1 日当たり) 2 人室 : 500 円
- ③ 電気器具使用料 1 点につき 1 日 10 円 (須坂やすらぎの園「電気製品」持込み使用基準による)
- ④ 私物洗濯料
原則、ご家族対応になります。やむを得ない場合に限り、施設リネンセンター (月 5,000 円、半月 2,500 円) で洗濯します。
尚、失禁等で衣類が汚れた場合には施設で無償対応します。
(別途、記入要領に基づき必ず名前を記入して下さい。)
- ⑤ 理髪代
業者委託 (1 回 2,500 円) を紹介致します。
- ⑥ 喫茶代等
医師の許可を得た人に限り、本人の希望より提供される特別な食事、おやつに関わる費用。実費負担。
● コーヒー・紅茶・昆布茶・カルピス 1 杯 50 円
● 牛乳 (100ml)、ヤクルト (80ml)、ヨーグルト (100g) 実費
● 日本酒 (80ml)、ビール (135ml) 実費 ※1 人 1 杯まで
● お菓子代、ジュース代、栄養補助食品 実費
- ⑦ 歯科受診代 実費
- ⑧ 予防接種代 実費
- ⑨ リハビリ用具代 実費
- ⑩ 医療用具代 実費
- ⑪ 電池代 実費
- ⑫ 文房具代 実費
- ⑬ 診断書料 2,000 円
- ⑭ 死亡診断書 5,000 円
- ⑮ 診断書検査代 実費

⑯ 浴衣代	2,500 円
⑰ エンゼルセット	1,100 円
⑱ 機具貸出料（テレビ等）	1 日 100 円
⑲ 家族会費	実費
⑳ 家族会非会員ゴミ処理代	実費

(5) 支払い方法

- 毎月 10 日に、前月利用料金の請求書兼明細書を指定の送付先に発送します。
- お支払いは指定の口座からの引き落としとなります。
- 毎月 27 日が引き落とし日になりますので、それまでに口座への入金をお願いいたします。なお、残高不足等で引き落としができなかった場合は、現金でのお支払いとなります。（再引き落としは行いません）

※ 事情により口座引き落としが不可能な場合は、ご相談下さい。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力頂いています。

- (1) 協力医療機関 名称：長野県立信州医療センター
住所：須坂市大字須坂 1332
- (2) 協力歯科医療機関 名称：須高歯科医師会

5. 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報装置設置等
- (2) 防災訓練 地域合同総合防災訓練（年 1 回）
- (3) 各種防災訓練（毎月 1 回）
- (4) 通報訓練 毎日 1 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

平成 12 年 4 月 1 日制定	平成 26 年 7 月 1 日改正	令和 3 年 8 月 1 日改正
平成 15 年 4 月 1 日利用料改正	平成 27 年 4 月 1 日改正	令和 4 年 10 月 1 日改正
平成 16 年 4 月 1 日利用料改正	平成 27 年 8 月 1 日改正	令和 6 年 4 月 1 日改正
平成 17 年 10 月 1 日利用料等改正	平成 28 年 4 月 1 日改正	令和 6 年 8 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日利用料改正	平成 29 年 4 月 1 日改正	令和 7 年 5 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日利用料改正	平成 30 年 4 月 1 日改正	令和 8 年 6 月 1 日改正
平成 21 年 6 月 1 日利用料改正	平成 30 年 12 月 1 日改正	令和 8 年 8 月 1 日改正
平成 23 年 14 月 11 日利用料追加	令和元年 10 月 1 日改正	
平成 24 年 4 月 1 日利用料改正	令和元年 10 月 29 日改正	
平成 25 年 10 月 28 日利用料改正	令和 2 年 4 月 1 日改正	
平成 26 年 4 月 1 日利用料改正	令和 3 年 4 月 1 日改正	

<別紙 3>

須坂やすらぎの園個人情報保護方針

はじめに

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、当施設のサービス提供にあたり、ご利用者の生活を直接的あるいは間接的に支援させていただくという特性上、ご利用者からプライバシーに関わる個人情報をご提供いただくことがあります。

ご提供いただいた個人情報は、ご利用者の尊厳に関わる重要な情報であり、万一流出してしまえばご利用者に多大な不利益を与えかねず、また当施設のみならず福祉業界全体に対する社会からの信頼を著しく損ないかねません。

このことから、当施設は、ご利用者が安心して当施設サービスを利用できるよう個人情報を保護するとともに、老人福祉事業に従事する一員として業界全体の信頼感構築に寄与するため、以下のとおり個人情報保護方針を定め、実施いたします。

1. 基本方針

当施設は、ご利用者の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、ご利用者の個人情報の保護を図ります。

2. 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を言います。

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報だけでなく、個人の身体、病歴、健康状態、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報を含みます。

但し、死亡した個人に関する情報であっても、生存する個人の情報と同等の安全管理に努めます。

3. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、ご利用者の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

4. 安全性確保の実践

- (1) 当施設は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

個人情報利用目的

須坂やすらぎの園（以下、「当施設」と言います。）は、「須坂やすらぎの園個人情報保護方針」に基づき、ご利用者の個人情報を収集、利用、提供するにあたっては、下記のとおり利用目的を特定し、目的達成のために必要な最小限の情報のみを収集するとともに、その範囲を超えて利用することはありません。

1. ご利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

- (1) 当施設内部での利用目的
 - ① 当施設がご利用者に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの提供に係る当施設管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理 ・会計、経理 ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該ご利用者に対する介護サービスの向上
- (2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 当施設がご利用者に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - その他の業務委託
 - ご利用者の通院、入退院等に係る医療機関との連携、照会への回答
 - ご家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち次のもの
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届け出等
 - ④ 須坂やすらぎの園家族会が行う事業等に必要な情報提供

2. 上記以外の利用目的

- (1) 当施設内部での利用目的
 - ① 当施設管理運営業務のうち次のもの
 - 介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習、ボランティア活動に対する協力
 - 当施設において行われる事例研究等
- (2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関、評価機関等への情報提供

平成 19 年 4 月 1 日
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理 事 長 大 島 順 道



総合福祉施設 須坂やすらぎの園 介護老人保健施設 入所利用同意書

社会福祉法人 睦 会
総合福祉施設 須坂やすらぎの園
理 事 長 大島 順道 殿

介護老人保健施設須坂やすらぎの園を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙 1、別紙 2、別紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

印

【身元引受人（連帯保証人）】

住 所

氏 名

印

電話番号

（続柄 ）勤務先

勤務先電話番号

【本約款第 5 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

住 所	
氏 名	（続柄 ）
電話番号	携帯電話

【本約款第 11 条 3 項の緊急時の連絡先】

住 所	
氏 名	（続柄 ）
電話番号	携帯電話